

宍粟市手話施策推進方針 実施予定事業

(令和3年2月末時点)

評価基準	区分	評価内容	実施率
	A	計画通りに実施できている	80~100%
	B	概ね実施できているが、検討の余地有	60~80%
	C	実施無し又は事業の見直しが必要	60%以下

施策1	手話に対する理解及び手話の普及
施策の方針	市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供する
推進施策	<ul style="list-style-type: none">(1) 手話言語の認知・手話やろう者の理解を深めるための普及啓発活動(2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり(3) 市職員に対する手話の理解・普及(4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催

推進施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
(1)	①しそうチャンネルを用いた手話啓発動画の製作・放送	障害福祉課	啓発動画をしそうチャンネルで放送し、広く市民へ手話への理解を広げる。 ①しーたん手話講座の製作・放送 ②聞こえの仕組みや聴覚障害への理解を深める動画の製作・放送	製作数（しーたん）	2			
	②広報しそう 「手話ワンポイントレッスン」の定期掲載			製作数（聞こえ等）	2			
(2)	①学校園所等を対象とした手話教室の実施	障害福祉課 学校教育課	市内学校園所、手話教室の受講を希望する5人以上のグループ等に対し、講師を派遣し手話教室を実施 • 2時間/回 早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校で手話教室を実施 ★未実施校への実施依頼	・掲載回数	12			
				・掲載数（手話）	12			
	②はじめての手話教室の実施	障害福祉課	手話に興味のある市民を対象に聞こえや聴覚障がいの理解を深める教室を実施 • 2時間/回	・実施回数（小・中）	15			学校園所の目標値は、アクションプランに基づきR4目標値を設定
				・実施回数（その他）	3			
				・受講者数	250			
				・理解度（ア）	80%			
				・満足度（ア）	80%			
				・実施校数	2			難聴児在籍校での手話学習プログラムの具体的な実施に向け、調整を行う。
				・実施回数	4			
				・理解度（ア）	80%			
				・満足度（ア）	80%			

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評 価	課題・改善点
(2)	③通いの場づくり応援事業における手話教室の実施	障害福祉課 介護福祉課	地域の高齢者団体に対して、健康づくり・介護予防に関するミニ講座（手話教室）を実施 ・30分/回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	3 60 80% 80%			
	④民生委員対象手話教室の実施	障害福祉課 社会福祉課 他	支部定例会等の機会を利用した手話教室を実施 ・1時間×2回 ・講師：ろう者の講師、設置手話通訳者	・実施回数 ・受講者数	2 30			
	⑤宍粟市手話フェスタの開催	障害福祉課	条例制定5年を機に、市民が手話を身近に感じ理解を深める機会を作るため、イベントを開催 ★イベントの開催					新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、内容を見直して実施する。ろうあ協会等の関係機関と調整する。 別添②
	⑥イベントを活用した手話の普及啓発活動	障害福祉課	市内イベント参加者へ手話の普及を図るため、啓発ブースを出店 ★市内イベントにおいて、手話ブースの出店（実施状況の評価・検証、取り組み内容の変更・調整）	・出店回数 ・啓発人数	1 100			市民局で開催される夏祭りイベント等で啓発ブースを設置できるよう、調整を行う。
	⑦宍粟市で手話検定を開催	障害福祉課	手話学習への意欲向上を図るため、宍粟市で手話検定を実施する ★実施方法の検討 ★学校、市職員、事業所への周知					R4年度実施に向け調整。 受験方法：集団受験 日程・会場：検討中 対象者：宍粟市に在住又は在学・在勤の方 ※初年度は5級のみ
(3)	①【職員対象】公立病院、消防署、教職員を対象した手話教室の実施	障害福祉課 学校教育課	医療、救急、教育関係の業務に従事する職員に対し、手話教室を開催	・実施回数 ・受講者数	4 60			

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評 価	課題・改善点
(3)	②【職員対象】 昼休憩時を利用した手話教室の実施等	障害福祉課	昼の休憩時間を活用し、手話教室を実施 ・15～20分/回 ・講師：設置手話通訳者	・実施回数	12			
	③【職員対象】 新規採用職員を対象とした手話講座の実施			・受講者数（延べ）	120			
(4)	①事業所への啓発	障害福祉課	手話の普及に積極的な事業所を協力事業所として登録 ★ステッカー製作	・実施回数	1			協力事業所の登録要件等を決定し、ステッカーのデザインを募集する。 別添③
	②事業所を対象とした手話教室の実施			・受講者数	80			
			ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に、事業所に対して手話教室を実施 ・1.5～2時間/回 ★手話講座の実施 (評価・検証及びカリキュラムの調整)	・配布回数	2			R2年度に実施できなかった受講事業所の募集も含め、商工会に協力を求めながら、手話教室実施に向けて調整する。
				・配布部数	50			

施策2	手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり
施策の方針	ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加する会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施する
推進施策	(1) 市主催イベントや議会における手話通訳者の派遣 (2) 手話通訳者派遣事業の充実 (3) 緊急時等の支援体制構築 (4) ICTを活用した意思疎通支援体制の構築

推進施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
(1) (2)	①意思疎通支援事業 (手話通訳者の派遣)	障害福祉課	ろう者又はろう者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣 ・手話通訳者等の派遣調整業務 (個人・団体) ・登録手話通訳者の健康管理業務 (保険・けいわん検診) ・設置手話通訳者の配置 ・庁舎内での手話通訳業務 ・ろう者に対する窓口相談、対応	・派遣件数（全） ・派遣件数（手） ・登録者数 ・設置通訳者数 ・窓口相談件数 ・受診者数	770 600 15* 2 350 6			*新規登録者の見込なし (未登録者で、登録要件としている試験の受験資格を有する者がいないため)
(2)	②日中の居場所・交流スペースの提供	障害福祉課	ろう者が自分たちの言語で自由に交流できる居場所を提供する。 ★試験的実施（評価・検証）					イベントの中で試験的に交流スペースを設け、評価・検証を行う。
(3)	①災害時の支援体制	障害福祉課 消防防災課	災害時の支援体制の充実について、関係部局と連携、調整 ・市防災訓練への参加調整 ・福祉避難所での意思疎通支援	・訓練参加者数 ・福祉避難所参加者数 ・コミュニケーションボードの活用	4 4 有			

推進施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
(3)	②緊急時（急病・火事）の派遣体制の構築	障害福祉課	担当課に緊急携帯を設置し、夜間休日の緊急時ににおける派遣体制を構築 ・緊急対応者（手話通訳者）の登録、連絡名簿の作成 ・緊急時の対応について、西はりま広域消防本部と連携 ・緊急時対応名簿を作成し宿直室へ設置	・対応件数（派）	85			
				・対応件数（設）	15			
	③コミュニケーションボードの作成	障害福祉課 西はりま消防組合	緊急通報が入った際に、円滑に派遣調整が行えるよう、西はりま消防組合と連携して、Net119を利用した緊急通報時の派遣訓練を実施 ★緊急時の派遣対応訓練の実施について、西はりま消防組合と協議					「Net119緊急通報システム登録説明会」と併せて、緊急通報時の派遣訓練の実施を検討する。
				・設置数	29			
(4)	④Net119緊急通報システム利用登録に係る周知・申請サポート	障害福祉課 消防防災課	意思疎通を円滑にするため、災害時の避難所や日常生活時に活用できるコミュニケーションボードを作成 ★災害時以外のボードについて検討	・配布数	100			
				・登録者数	25			
	①ビデオ通話による対応	障害福祉課	Net119の利用登録に係る周知及び利用登録サポートを、西はりま消防組合と連携して実施 ★西はりま消防組合と連携し利用登録説明会の実施 ★利用登録のサポートを実施	・説明会開催回数	1			
				・登録箇所	1			
(4)	②ICTを活用した支援体制の調査・研究	障害福祉課	ろう者が自宅から（簡易な）相談、問合せに対応するため、タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話で対応 ・設置数 1台 ・設置場所 障害福祉課	・設置箇所	1			
				・設置数	1			
	③遠隔手話通訳サービスの導入	障害福祉課	先進地でも取り組み事例を参考に、宍粟市で実施可能な方法について調査、研究を実施 ★導入市町の調査・視察 ★県内市町の実施状況及び運用方法について確認	・相談件数	48			
								遠隔手話通訳サービスの運用開始。

施策3	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善
施策の方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施する
推進施策	(1) 設置手話通訳者の待遇改善 (2) 手話奉仕員養成講座の実施 (3) 手話通訳者の確保・養成 (4) その他意思疎通支援事業に必要な事業

推進施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
(1)	①設置手話通訳者の配置	障害福祉課	府内の各種手続きへの通訳対応、派遣調整を行うため、手話通訳者を設置 設置手話通訳者の正規職員化 ・設置手話通訳者数 2名 (①週5日、②週4日：6h/日)	・設置通訳者数 ・窓口相談件数 ・訪問対応件数	2 350 10			
(2)	①手話奉仕員養成講座（入門編）の実施 ②手話奉仕員養成講座（基礎編）の実施	障害福祉課	手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施 ・2時間×20回/年 ・R1より入門・基礎を同時実施 手話に関心のある者及び奉仕員活動に興味のある者を対象に、手話奉仕員養成講座を実施 ・2時間×22回/年 ・R1より入門・基礎を同時実施	・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者	20 10 10 3			
				・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者	22 10 10 2			

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評 価	課題・改善点
(2)	③手話教室や養成講座受講後の復習用テキストの作成・配布	障害福祉課	手話講座の内容や素材を活用し、手話教室の復習を目的としたパンフレットや動画を製作し、配布 ★パンフレットの作成 ★手話教室受講者へ作成・配布（評価・検証及び内容の見直し）	・配布数	400			手話教室の復習テキストとして、パンフレットを作成・配布。 動画は、しそうチャンネルでも放送し、必要に応じて手話教室等で活用する。
(3)	①レベルアップ講座の実施（クラス1）	障害福祉課	手話通訳者養成講座受講予定者又は手話通訳者統一試験受験予定者 ・2時間×6回/年 ・講師：兵聴協へ依頼	・実施回数	6			
	②レベルアップ講座の実施（クラス2）	障害福祉課		・受講者数	10			
	③手話通訳者全国統一試験対策講座の実施	障害福祉課		・理解度（ア）	80%			
	④登録意思疎通支援者現任研修の実施	障害福祉課		・満足度（ア）	80%			
	⑤登録手話通訳者の有資格化	障害福祉課		・実施回数	4			
				・受講者数	3			
				・理解度（ア）	80%			
				・満足度（ア）	80%			
				・合格者数	3			
				・実施回数	4			
				・受講者数	15			
				・理解度（ア）	80%			
				・満足度（ア）	80%			
				・有資格者	11			R2年度末時点 有資格者数10名 有資格率67%
				・有資格率	73%			

推進 施策	事業名	所管課	事業内容（方法） ★…アクションプラン	評価指標	見込 目標	実績	評 価	課題・改善点
(3)	⑥手話通訳士試験対策講座の実施	障害福祉課	適切な情報保障及びコミュニケーション支援を行うために手話通訳者に対して手話通訳士試験対策講座を実施し、資格取得支援を行う。 ★登録者中、有資格者数の割合が50%に到達した時点で、実施を検討	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	4 4 80% 80%			R3年度予算計上済み
(4)	①けいわん検診受診費用公費負担の実施及び受診率向上	障害福祉課	けいわん検診受診者に対して、検診費用を負担、受診率の向上 ・公費負担額 検診費用全額（6,696円/人） ★受診率向上に向けた方策の検討 ★全登録者に対して受診勧奨	・受診者数 ・受診率	6 50%			受診率については、登録者総数から、宍粟市外の居住地でけいわん検診を受診した者の数を除いて算出す。
	②登録者の資格に応じた派遣調整の明確化		資格や経験を積んだ通訳者の派遣が必要な場合など、資格区分に応じた派遣調整ができるよう、派遣内容を分化 ★事例検討会の開催					有資格化の推進に伴い、意思疎通支援事業における手話通訳者の派遣区分化等について検討を進める。
	③福祉サービス総合保障保険の加入	障害福祉課	派遣者の活動中などの事故等の保障を行うため、福祉サービス総合保障保険（全社協）に加入 ・加入プラン：Aプラン、感染症補償（新型コロナウイルス感染症も対象）	・加入の有無 ・保険適用件数	有 0			
	④意思疎通支援事業連絡会の開催	障害福祉課	登録意思疎通支援者との連絡会を開催し、登録者及び行政間で派遣事業に係る課題等を情報共有	・開催回数	1			必要に応じてあ協会を交えた連絡会を開催